

(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
1	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	3	第1章	第1節	5			事業用地概要	質問	「新施設の建築面積、延床面積の上限は現施設の面積を考慮した値が適用される」とありますが、実施方針第6 2. (P.14)では既存施設面積を控除する旨の記載があります。前者を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	3	第1章	第1節	6	(2)		地形、地質等	質問	事業者が、貴市提示の過去の地質データを補完することを目的に、必要に応じて行った事業用地の地形・地質調査等の結果について、貴市のデータと異なる地形・地質条件等が確認された場合は「本市及び事業者において、対応方法を協議する」とありますが、その対応方法には工期、費用の変更についても含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	3	第1章	第1節	6	(3)	2)	降水量	意見	年平均降水量の記載がありますが、計画建物及び外構雨水排水計画上での降雨強度について御教示をお願い致します。	入札公告時に示します。
4	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	4	第1章	第1節	6	(4)	4)	建ぺい率	質問	建ぺい率の規制について、既存施設建築面積を控除するとありますが、第1節5.事業用地概要(p.3)では新施設の建築面積の上限は現施設の面積を考慮した値を適用されるとあります。後者の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・意見及び回答 29をご参照ください。
5	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	4	第1章	第1節	6	(4)	5)	容積率	質問	容積率の規制について、既存施設建築面積を控除するとありますが、第1節5.事業用地概要(p.3)では新施設の延床面積の上限は現施設の面積を考慮した値を適用されるとあります。後者の記載を正と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・意見及び回答 30をご参照ください。
6	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	4	第1章	第1節	6	(4)	10)	その他当該法令	質問	その他該当法令に記載の「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」について、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域があれば位置をご教示ください。	福井県が公表している急傾斜地崩壊危険区域対策の指定を確認してください。
7	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	2)	井水の水質	質問	添付資料7 既存井戸関係図に地下水質検査結果が記載されていますが、こちらを井水の水質と解釈してよろしいでしょうか。	現在2か所ある井水のうち、1か所の水質です。井水の水質については、入札公告時に示します。
8	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	2)	井水の水質	質問	井水処理設備の最適設計を行うために、以下の水質についてご教授願います。あるいは、井水のサンプリングを許可願えませんでしょうか。 ・pH、濁度、電気伝導度、全硬度(CaCO3)、カルシウム硬度(CaCO3)、マグネシウム硬度(CaCO3)、Fe、Mn、酸消費量(CaCO3)、塩化物イオン(Cl-)、硫酸イオン、硝酸イオン、シリカ、ナトリウム、カリウム、色度、全蒸発残留物、KMnO4消費量	入札公告時に示します。
9	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	4)	排水	質問	生活排水も無放流とし、処理後再利用することとされておりますが、浄化槽等で処理を行えば、放流は可能と考えてよろしいでしょうか。	生活排水も無放流とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
10	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	5)	雨水	質問	雨水は別途造成工事で整備される雨水調整池に導水後、公共用水域に放流することとなっていますが、位置が不明なため配置、規模(面積、深さ、放流レベル等)、本工事との取合点をご教示願います。	入札公告時に示します。
11	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	6	第1章	第1節	7	(1)	10)	業務範囲	質問	揚水用の井戸を設置することとなっていますが、既存井戸の流用は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、新施設稼働後の既設井戸の維持管理は事業者の業務範囲とします。既設井戸の利用については、現クリーンセンターの稼働に影響が無いよう留意してください。
12	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	6	第1章	第1節	7	(1)	11)	防火水槽等の 消火設備の設 置	質問	消防法上不要である場合、防火水槽の設置は必要としないものと考えてよろしいでしょうか。	今後の設計業務時に、消防と協議を行うものと考えています。
13	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	6	第1章	第1節	7	(1)	13)	高温水配管等 整備工事	質問	東山運動公園への高温水配管等整備工事に関して、整備内容の詳細をご提示願います。	東山運動公園との責任分界点までの更新としてください。また、東山健康運動公園側についても今後の更新に配慮した設計としてください。
14	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	6	第1章	第1節	7	(1)	13)	高温水配管工 事	質問	既存高温水配管を利用するものとし、既存配管の更新・補修等は工事対象外と考えて宜しいでしょうか。	高温水配管は更新するものとし、維持管理等の補修は運営事業者の所掌とします。
15	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	6	第1章	第2節	1	(2)		環境影響評価	質問	「本事業の実施にあたっては「福井市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」の評価内容等を遵守する」とありますが、環境影響評価準備書の評価内容と同義と解釈してよろしいでしょうか。また、同環境影響評価書の公表スケジュールをご教示願います。	要求水準書のとおりです。環境影響評価書は令和3年6月までには公表を予定しています。
16	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	6	第1章	第2節	1	(6)		延命化工事	質問	新施設の運転開始後20年間が経過した段階で延命化工事を行うことを想定されておりますが、その時点までに既存施設は解体されており、跡地を延命化工事の仮設用地等に使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	現段階で跡地の利用方法は未定です。
17	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	7	第1章	第2節	1	(12)		防災機能	質問	「新施設は、隣接する東山健康運動公園の防災機能を補完する施設とし、電気・温水等のエネルギーを災害時に活用できる施設とすること。」とありますが、電気と温水の供給を考えればよろしいでしょうか。その場合、必要な電気条件(最大/平均消費電力量(kW)、電圧(kV))、および温水条件(用途、量(m ³ /h)、温度()、設備容量(MJ/h))をご教示願います。	入札公告時に示します。
18	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	7	第1章	第2節	1	(12)		東山健康運動 公園の防災機 能の補完	質問	「健康運動公園の防災機能を補完する施設とし、電気・温水等のエネルギーを災害時に活用できる施設」とありますが、これは自営線設置を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
19	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	7	第1章	第2節	1	(12)	全体計画概要	質問	「新施設は、東山健康運動公園の防災機能を補完する施設とし、電気、温水等の・・・」とありますが、以下ご教示願います。 電気、温水等の必要供給量をご提示願います。 現在の電気使用量などがわかるデータがありましたら、ご提示願います。 電気・温水以外に供給が必要な項目があればご提示願います。	入札公告時に示します。
20	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	7	第1章	第2節	3		用地造成	質問	造成後の地盤強度の提示はあるのでしょうか。また盛土部分の滑動崩落対策は施されているものと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
21	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	7	第1章	第2節	3		用地造成設計・工事	質問	「造成を別途工事で行い、本市より引き渡す予定である。」とありますが、予定時期をご教示ください。	実施方針に関する質問・意見及び回答 7をご参照ください。
22	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	7	第1章	第2節	3		用地造成設計・工事	質問	「建設予定地については、現施設に隣接する用地を現施設の敷地レベル(FH 55.0m)で約1.0haの面積となるよう造成を別途工事で行い、本市より引き渡す予定である」とありますが、引き渡し時の状況は造成計画図(別添資料集添付資料3)に示されている内容と考えてよろしいでしょうか。	造成面についてはほぼ同様の形状ですが、現在設計中であり、最終的な形状等は造成工事によります。
23	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	9	第1章	第2節	8		地域密着型の事業の実現	質問	「本事業の実施にあたっては、地元企業や地元産品、市内の技術者を最大限に活用するなど、・・・」と記載されてますが、地元企業とは、実施方針9頁 3.参加資格要件 1)応募者の構成等に記載されている「本市内に本店がある事業者」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	10	第2章	第1節	1	(2) 3)	処理対象ごみ	質問	処理対象ごみとして、小型動物・有害鳥獣とありますが、有害鳥獣の種類、最大重量、最大寸法をご教示願います。 また、前処理(切断など)が必要と判断された場合、前処理も事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	有害鳥獣の種類は、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス等を想定しています。 最大重量は有害鳥獣の種類から想定してください。最大寸法については、既存施設と同様に1m程度の有害鳥獣を受け入れることを想定しています。 前処理については、事業者範囲ではありません。
25	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	10	第2章	第1節	1	(2) 4)	処理対象ごみ	質問	処理対象ごみに古紙類も含まれていますが、一旦プラットホーム貯留スペースに保管後、事業者にて焼却処理するという理解でよろしいでしょうか。	古紙類、段ボール等は保管後、本市にて搬出を行います。
26	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	10	第2章	第1節	1	(3)	計画年間処理量	質問	小型動物・有害鳥獣約4000頭とありますが、その内、有害鳥獣のおおよその頭数をご教示願います。また、有害鳥獣には大型動物である猪、鹿などは含まれますでしょうか。	有害鳥獣を2,000頭、小型動物を2,000頭と想定しています。また、有害鳥獣の種類については、要求水準書(案)の質問・意見及び回答No.24をご参照ください。
27	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	10	第2章	第1節	1	(3)	計画年間処理量	質問	年間処理量は「し渣を含む」とありますが、搬入されるし渣の重量および搬入元と性状(含水率等)をご教示ください。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
28	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	10	第2章	第1節	1	(3)	計画年間処理 量	質問	小動物は直接持込による搬入との理解でよろしいでしょうか。また受入の形態(サイズ、重量、荷姿等)をご教示願います。また、犬、猫より大型の動物の搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。	小型動物の搬入はご理解のとおりです。また、受入形態は搬入者によりますが、種類や大きさについては、要求水準書(案)の質問・意見及び回答No.24をご参照ください。
29	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	10	第2章	第1節	1	(3)	計画年間処理 量	質問	計画年間処理量について、ごみ種ごとの月別の搬入量と一日の最大搬入量をご教示ください。	入札公告時に示します。
30	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	11	第2章	第1節	2		計画ごみ質	質問	「表 新施設の計画ごみ質」中の元素組成は基準ごみの元素組成を示しているとの理解でよろしいでしょうか。また、低質ごみ、高質ごみの元素組成は事業者にて想定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	11	第2章	第1節	2		計画ごみ質	質問	「表 新施設の計画ごみ質」は処理対象ごみ(燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ、小型動物・有害鳥獣、古紙類、し渣)すべてが含まれた組成と理解してよろしいでしょうか。	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみが含まれた組成です。
32	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	11	第2章	第1節	2		計画ごみ質	質問	ご指定の可燃分中6元素は基準ごみ時の数値であり、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	11	第2章	第1節	2		計画ごみ質	質問	添付資料2のごみデータは既存施設のものと同様に推測されますが、低質・高質時の可燃分中6元素を設定するにあたり、搬入予定の鯖江クリーンセンターのごみサンプリングデータをご提示いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
34	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	11	第2章	第1節	2		計画ごみ質	質問	技術提案書に記載する発電量、売電量および最終処分量は、基準ごみ時のものを提示することによろしいでしょうか。また、発電量、売電量の算出条件となる東山健康運動公園内熱供給施設の開館時間、年間開館日数をご教示願います。	前者の、発電量、最終処分量は計画ごみ質の範囲内(低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ)で事業者の提案によります。後者の、算出条件は入札公告時に示します。
35	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	11	第2章	第1節	3		施設規模	質問	「災害廃棄物分を含み265t/日の処理能力を有すること」とありますが、貴市が想定する災害廃棄物の想定搬入量をご教示ください。	処理能力の約10%を想定しています。
36	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	12	第2章	第1節	9		余熱利用設備	質問	「場外余熱利用設備(東山健康運動公園:高温水温度95~105、最大熱量約6,300MJ/h)」とありますが、高温水温度は本施設からの供給温度と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	12	第2章	第1節	9		余熱利用設備	質問	「場外余熱利用設備(東山健康運動公園:高温水温度95~105、最大熱量約6,300MJ/h)」とありますが、交換熱量又は熱交換後の戻り水温度をご提示願います。	入札公告時に示します。
38	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	12	第2章	第1節	9		給水設備	質問	「表 主要設備方式」において、プラント用水、生活用水、余熱利用水は上水、井水及び再利用水となっておりますが、上水と井水の使い分けは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答	
39	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	11		余熱利用計画	質問	災害時以外で東山健康運動公園へ送るものは、温水のみと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。	
40	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	11		余熱利用計画	質問	東山健康運動公園への温水供給は、全休炉時の場合も電気ボイラ等を用意し、継続して行うという理解でよろしいでしょうか。また、全休炉時に温水供給ができない場合は、東山健康運動公園も休業となるなど他の施設への影響もあると考えられますが、全休炉の期間や時期についてご指定があれば、ご提示願います。	全炉休炉時は温水を供給しなくて構いません。	
41	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	11		余熱利用計画	質問	東山健康運動公園への温水供給は高温水温度95～105と記載がありますが、その他の条件(必要圧力・流量、戻りの高温水温度・圧力・流量)に関して想定があれば、ご提示願います。	入札公告時に示します。	
42	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	12		搬入・搬出車両	質問	最大の搬入・搬出車両において想定しておられる下記の車両緒元をご教示願います。 1. 車種 収集運搬車両、灰運搬車両、鉄搬出車両 2. 寸法 1) 最小回転半径、ホイールベース 2) フルダンプ時の後輪センターからテールゲート端までの寸法(収集運搬車両のみ)	入札公告時に示します。	
43	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	12	(1)	1)	直接搬入	質問	直接搬入に関して、予約制を想定されていたらご教示願います。その場合、予約に関わるシステム構築、予約受付・管理の所掌をご教示願います。	想定していません。
44	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	12	(1)	1)	搬入搬出車両	質問	車両動線計画に当たり、「1) 搬入車両の種類 収集運搬車両」および「2) 搬出車両の種類 灰運搬車両」の最小回転半径とホイールベースをご教示願います。また紙類搬出車両である4トンアームロール車の車両寸法等のデータがございましたらご提示願います。	入札公告時に示します。
45	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	15	第2章	第1節	12	(2)		計画車両台数	質問	現施設への搬入車両動線を工事期間中の工事車両動線として共用させて頂くことを想定しており、工事計画に反映させる必要があることから、現施設への収集車両等の車両台数について、1日あたりの最大台数、最大になる時間帯、搬入車両の多い時期などをご教示願います。	入札公告時に示します。
46	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	16	第2章	第1節	12	(2)		計画車両台数	質問	「粗大可燃」とは、一般市民の粗大ごみの持込台数は含まないという理解でよろしいでしょうか。	粗大可燃は一般市民及び一般事業者からの粗大ごみの持ち込み台数です。
47	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	16	第2章	第1節	13	(2)		搬入車両(直接持込者)	質問	搬入車両(直接持込者)の想定台数は、「一日当たり想定車両台数」に示されている「計量事務手続き有り」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
48	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	17	第2章	第1節	13	(6)	配置・動線計 画	質問	配置・動線計画において、「搬入車両は原則として全車両2回計量を行うため、それを考慮した動線とすること。」とあります。 配置・動線計画は全車両2回計量を考慮した動線としますが、実際の運営上も登録車(直営、委託、許可)は2回計量を行うのでしょうか。一般的に登録車は搬入時の1回計量のケースが多いです。	全ての車両が2回計量する計画としています。ただし、供用開始後において、待機車両や渋滞があれば登録車については1回計量とする可能性があります。
49	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	17	第2章	第1節	13	(6)	動線計画	質問	「搬入車両は原則として全車両2回計量」とありますが、登録済みの収集車(バッカー車)は1回計量と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.48をご参照ください。
50	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	17	第2章	第1節	14	(1)	焼却灰等処分 計画	質問	「新施設で発生する焼却主灰～は民間の処分場で処分する計画である」とありますが、一方、「第3章 第8節 灰出設備」においては「1.主灰冷却設備」、「3.灰押出装置」、「5.選別設備」にて「(必要に応じて設置)」の記載があります。主灰の処理方法(冷却、選別、搬送、有価物の利用等)については、事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	18	第2章	第2節	1	(4)	騒音(敷地境 界)	質問	敷地境界線の含まれるCADデータをご提供いただけないでしょうか。	CADデータは入札公告時に示します。 なお、敷地境界に関する測量は実施しておりません。
52	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	19	第2章	第2節	2	(2)	排水対策	質問	「雨水については、調整池で排水量の調整を行った後、公共用水域へ放流する。」とありますが雨水は建設予定地内の雨水についてのみとの理解でよろしいでしょうか。	現クリーンセンター及び新施設の雨水が調整池に流入します。
53	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	21	第2章	第3節	(2)		公害防止関連	質問	事業用地は土壤汚染対策法による土壤汚染のおそれは無いものと考えてよろしいでしょうか。また、予見できない土壤汚染が見つかった場合、費用および工期についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	33	第2章	第7節			「表 新施設の性能保証事項」 No.17,19,20 室内温度	意見	建築設備設計基準(平成30年版 一般社団法人 公共建築協会)に示されている、福井における屋外の日最高温度は35.1 となっており、室内温度を40 に設定すると換気ファンによる消費電力が大きくなります。また、室内温度は外気温度に連動します。消費電力削減のため、外気温度+10 を提案させていただくことは可能でしょうか。	以下のとおり想定しています。 「表、新施設の性能保証事項」について、No.17炉室内温度の室温は要求水準書に記載の温度のほか外気温度との温度差を10 として設定することも可とします。No.19電気関係諸室内温度、No.20機械室関係諸室内温度は要求水準書に記載のとおりとしますが、換気設備で賄えない場合は、空調設備の設置を考慮してください。ただし、空調設備を設置した場合の対応室内設定温度は30 とします。
55	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	33	第2章	第7節			「表 新施設の性能保証事項」 No.18,19,20 局部温度	意見	局部温度と室内温度が同じ温度とされていますが、局部温度は室内温度+5 を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.54をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
56	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	34	第2章	第7節	6		表 新施設の 性能保証事項 No.25 煙突に おける排ガス 流速、温度	質問	煙突頂部排ガス温度は、「福井市新ごみ処理施設整備 事業に係る環境影響評価書」に記載のある煙突排ガス 温度を遵守するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	35	第2章	第8節	1	(2) 2)	躯体防水	質問	躯体防水の適用範囲は、土に接する地下部分と考えて よろしいでしょうか。	躯体防水は、受水槽及び貯留槽等の内面への施工を想 定しており、槽内部から内容物の漏出を防止するもの です。施工の契約不適合責任については、この防水を 施工したものに對し適用されます。
58	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	39	第2章	第10節	4	(3) 1)	敷地測量図	質問	当該図面のCADデータをご提示願います。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.51を ご参照ください。
59	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	43	第2章	第11節	2	(1) 4)	現場代理人及 び主任(監 理)技術者等	質問	専任配置する監理技術者は、現場代理人との兼務が可 能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	44	第2章	第11節	3	(2) 2)	主任技術者、 監理技術者	質問	技術者の専任配置期間は以下の内容で考えてもよろし いでしょうか。 ・監理技術者(清掃)・・・本工事着工以降～竣工ま で ・各工事主任技術者・・・各工事着工以降～各工事 完了まで	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	47	第2章	第11節	9	(5)	地元住民対応	質問	地元住民対応を行うこととありますが、具体的な対応 内容をご教示ください。	実施方針に関する質問・意見及び回答No.6をご参照く ださい。
62	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	47	第2章	第11節	9	(5)	地元住民対応	質問	「地元住民対応」とは「実施方針添付資料-6 リス ク分担(案)」の(13)(14)(15)に記載のある「周辺住 民対応リスク」に関する内容に準じた対応であるもの と理解してよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問・意見及び回答No.6をご参照く ださい。
63	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	47	第2章	第11節	10	(1)	地中障害物	質問	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容に より本市と協議し適切に処理すること」とありますが 、地中障害物の処分(撤去・処分)により発生する 費用や工期変更についてもご協議頂けるものと考えて よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	47	第2章	第11節	10	(1)	地中障害物	質問	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容に より本市と協議し適切に処理すること。」とありますが 、協議結果に応じて、工期の延長をお認めいただ き、処理費用についても市様にてご負担いただくと 理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.63を ご参照ください。
65	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	47	第2章	第11節	10	(2)	建設発生土の 処分	質問	「本工事では、発生した掘削土は場外適正処分とす ること。」とありますが、155頁「5) 余剰残土は、関係 法令等に準拠し事業者にて適切に処分すること。」と あります。掘削土は極力埋戻し土等にて利用し、余剰 残土については、場外にて適正処分するという理解で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
66	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	47	第2章	第11節	10	(2)		建設発生土の 処分	質問	「発生した掘削土は場外適正処分とすること」とありますが、事業実施区域内の土壌は、土壌汚染対策法に準じた調査により汚染のないことが確認された土壌と考えてよろしいでしょうか。また、万一事業実施区域内の土壌に汚染が確認され、汚染された残土を処分する必要が生じた場合は、その処分および運搬に加え、掘削時に生じる対策に係る費用についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(5)		工事用車両の 搬入・搬出経 路	質問	事業用地への搬出入は市道東部2-199号線から現施設の搬入道路を使用することになると考えますが、現施設への搬入車両との干渉を避けるため、既存搬入路の西側に仮設の搬入路を設置することは可能でしょうか。	既存施設の運営に影響がないことを前提に、本市と協議の上、事業者の責任において、設置することを可とします。
68	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(6)	3)	仮設事務所	質問	本工事で設置する仮設事務所には貴市の監督員及び工事監理者のスペースは不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は使用人数、必要な什器等をご教示願います。	入札公告時に示します。
69	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	4)	事業用地内の 排水	質問	事業用地内の排水先は造成工事にて先行で設置される雨水調整池でよろしいでしょうか。	工事中の事業用地内の排水については、ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	6)	騒音・振動の 基準	質問	「建設作業に係る騒音・振動の勧告基準を遵守」とありますが、勧告基準とは騒音規制法における基準値85dB及び振動規制法における基準値75dBとの理解でよろしいでしょうか。異なる基準値がございましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	11)	施工方法及び 建設公害対策	質問	「本工事で生じる排水は、必要に応じ濁水処理プラント等で適切に処理した後、事業実施区域外へ排水すること。」とありますが、要求水準書案添付資料3造成計画図に記載の貯水地に放流してよろしいでしょうか。	福井市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書の内容等を遵守することを前提に、可とします。
72	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	11)	施工方法及び 建設公害対策	質問	「事業実施区域外へ排水すること。」とありますが、ご指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、福井市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書の内容等を遵守することを前提としてください。
73	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	11)	本工事で生じ る排水	質問	本工事で生じる排水先は造成工事にて先行で設置される雨水調整池でよろしいでしょうか。また、要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.69の質問で記載した排水との相違についてのお考えをご教示願います。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.71をご参照ください。事業用地内の排水とは、雨水等の排水です。
74	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	49	第2章	第11節	10	(9)	2)	作業時間	意見	朝礼、準備、後片付けはご指定の作業時間(午前8時30分から午後5時00分)には含まれないと理解してよろしいでしょうか。	労働基準法に抵触しない範囲で工事を行ってください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
75	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	50	第2章	第11節	10	(13) (16)	電力工事負担金	質問	工事負担金について、(13)負担金では「本工事に係る工事費等についてはすべて事業者の負担とする。」との記載がございます。一方で(16)ユーティリティでは「新施設に関する工事費については電力引込、水道工事負担金を除き、事業者の負担とする。」とあります。どちらを正と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書第2章第11節10(13)につきまして、本工事に係る工事費負担につきましては、電気や上水の仮設での引き込み等を想定しており、それらは全て事業者負担とします。 要求水準書第2章第11節10(16)につきまして、特別高圧線及び水道工事負担金については入札公告時に示します。
76	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	50	第2章	第11節	10	(16)	ユーティリティ	質問	「工事費については電力引込、水道工事負担金は除き」とありますが、電力引込を行う際の工事負担金、上水道の使用に関わる加入金、および工事期間中の排水の下水道への放流に関わる受益者負担金は貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	工事期間中の排水については、要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.71をご参照ください。 工事期間中の負担金及び、新施設のユーティリティに関する負担金については、要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.75をご参照ください。
77	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	60	第3章	第2節	1	(5) 5)	計量機	質問	計量機の特記事項において、「5)災害廃棄物等の臨時の受入が可能なシステムとすること」とありますが、災害廃棄物の受入において、想定される最大車両寸法をご教示願います。	入札公告時に示します。
78	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	60	第3章	第2節	1	(5) 6)	計量機	質問	「計量機は大型車両による計量が可能なようにすること」とありますが、想定して大型車両のサイズ(ホイールベース寸法等)をご教示願います。	入札公告時に示します。
79	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	61	第3章	第2節	2	(4) 1)	小型動物の受入	質問	小型動物保管用の冷凍庫の容量は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	61	第3章	第2節	2	(4) 4)	積み替え車両	質問	ごみの積替えスペースを計画するため、積替え車両(10t)の最大想定サイズをご教示願います。	入札公告時に示します。
81	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	62	第3章	第2節	2	(4) 21)	プラットフォーム	意見	「車が接触する範囲まではコンクリート造とする」とありますが、適切な接触防止対策(RC腰壁や鉄骨柱のRC根巻き等を含む)を施すことにより、床や腰壁・根巻部分をRC造とし、柱材や鉛直ブレース材をS造とすることを認め頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。
82	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	62	第3章	第2節	4	(1)	ごみ投入扉	質問	「5門以上(内2門以上はダンピングボックス)10t車がダンピング可能な大きさとする。」とありますがダンピングボックス用以外の投入扉の寸法を10t車がダンピング可能な大きさとすればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	64	第3章	第2節	5	(3) 1)	ごみピット	質問	2段ピット提案の場合、貯留側ピットの容量算定は、ごみピットを2段に分ける構造物(仕切り壁)の高さの上端との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	64	第3章	第2節	5	(5) 4)	ごみピット	質問	「原則としてクレーンバケットの開き寸法に対して[2.5]倍以上の奥行きを確保すること。」とありますが、2段ピットの提案の場合、貯留側のピットの奥行きはクレーンバケット開き寸法に対して、何倍以上の奥行きを確保すればよろしいでしょうか。	2段ピットとする場合でも原則としてクレーンバケットの開き寸法に対して[2.5]倍以上の奥行きを確保することとさせていただきます。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
85	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	64	第3章	第2節	5	(5)	4)	ごみピット	意見	ごみの攪拌を行う貯留ピットにおいて、クレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上の奥行きを確保することを条件に、2段ピット方式の採用をお認めいただけないでしょうか。また2段ピット方式の採用が可能な場合、各ピットの算出容量レベルは、プラットホーム側ごみピットは投入扉下面の水平線以下、ホップステージ側ピットは仕切壁の上端と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.83をご参照ください。
86	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	65	第3章	第2節	5	(5)	16)	ごみ汚水処理	質問	「ごみ汚水は、原則として焼却炉内に圧送噴霧して処理すること」とありますが、P116 第3章 第10節 排水処理設備において「ごみピット汚水は、ピット循環処理または炉内噴霧処理し」とあることから、ごみピットへの返送処理も採用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	65	第3章	第2節	6	(3)	9)	ごみクレーン	質問	ごみクレーンの稼働率に関して、稼働率[33%]以下(自動)とありますが、稼働率計算用のごみ比重は事業者の提案によるものとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	65	第3章	第2節	6	(3)	9)	ごみクレーン	質問	稼働率[33%]以下(自動)とありますが、投入時の稼働率と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	66	第3章	第2節	7	(3)	2)	前処理設備	質問	処理対象物の想定されている最大寸法がありましたらご提示願います。	要求水準書66頁 第3章第2節7に示す、処理対象物を無理なく処理できる設備としてください。
90	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	66	第3章	第2節	7	(3)	2)	前処理設備	質問	前処理設備で処理する処理対象物の想定最大寸法をご教示願います。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.89をご参照ください。
91	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	69	第3章	第3節	3	(3)	6)	燃焼装置	質問	燃焼装置の駆動方式が油圧方式となっていますが、油圧方式と電動方式の組合せの提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
92	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	73	第3章	第3節	7	(2)	5)	燃料移送ポンプ	質問	「防液堤を設置すること。」とありますが、弊社の実績では防液堤を設置していないケースが多数あります。防液堤を設置しない提案は可能でしょうか。	今後の設計業務時に、消防と協議を行うものと考えています。
93	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	75	第3章	第4節	4	(2)		ボイラ給水ポンプ	意見	安定稼働とLCC最小化を両立させることを条件として、ボイラ給水ポンプの台数を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。
94	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	81	第3章	第4節	10	(5)	2)	蒸気復水器	質問	「夏季時の全炉高質ごみ定格運転において、タービン排気若しくは全量タービンバイパスへの排気時に全量復水できる十分な容量とすること。」とありますが、脱気器への供給等のプロセス蒸気等を除いた全量と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答																								
95	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	84	第3章	第5節	1	(5)	減温用空気圧縮機	意見	減温用空気圧縮機について、消費電力の削減や建屋のコンパクト化を図ることができ、かつ雑用空気圧縮機にて共用している実績工場においても問題なく稼働していることから、他の空気圧縮機との共用をお認めいただけないでしょうか。	ご意見として承りました。																								
96	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	85	第3章	第5節	2	(3) 8)	ろ過式集じん器	質問	本装置のろ過速度「1m/min以下」とは計画最大排ガス量(高質ごみ時)において、ろ過速度1m/min以下を満足するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																								
97	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	86	第3章	第5節	2	(5) 15)	ろ過式集じん器	質問	「常時計測ができるばいじん濃度計、差圧計等の必要な計測機器を設置するものとする」とありますが、ばいじん濃度計については煙突に設置するばいじん濃度計と共用としてもよいでしょうか。	可とします。																								
98	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	86	第3章	第5節	3	(3) 7)	使用薬剤	質問	有害ガス除去設備の最適設計を行うため、稼働中の既設炉における以下のデータ(日平均数値)をご提示いただけませんか。 ・ごみ処理量 ・煙突排ガス流量 ・薬剤の種類および使用量 ・ろ過式集じん器入口温度 ・煙突出口排ガス濃度(HCl、SOx)	入札公告時に示します。																								
99	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	90	第3章	第6節	1		余熱利用	質問	「東山健康運動公園及び外部の余熱利用設備への熱供給」とあり、また、175頁には「グリーンハウスへの新施設からの余熱の共有を行う」とありますが、それぞれの熱供給先に対し必要な熱供給条件について、以下の表の空白部をご教示願います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">供給熱量</th> <th colspan="2">温水温度</th> </tr> <tr> <th>設備容量 (MJ/h)</th> <th>年間使用熱量 (MJ/年)</th> <th>供給 (°C)</th> <th>戻り (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山健康運動公園</td> <td>6,300</td> <td></td> <td>95-105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部の余熱利用設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンハウス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		供給熱量		温水温度		設備容量 (MJ/h)	年間使用熱量 (MJ/年)	供給 (°C)	戻り (°C)	東山健康運動公園	6,300		95-105		外部の余熱利用設備					グリーンハウス					入札公告時に示します。
	供給熱量		温水温度																															
	設備容量 (MJ/h)	年間使用熱量 (MJ/年)	供給 (°C)	戻り (°C)																														
東山健康運動公園	6,300		95-105																															
外部の余熱利用設備																																		
グリーンハウス																																		
100	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	90	第3章	第6節	1		発電設備	質問	「高効率発電とし、東山運動公園及び外部の余熱利用設備への熱供給と併せ、19%以上のエネルギー回収率を達成すること。」とありますが、ここに示す外部の余熱利用設備とは既存管理棟のグリーンハウスとの理解でよろしいですか。	入札公告時に示します。																								
101	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	94	第3章	第6節	1	(8) 2) 7) 11) 13)	自立運転、単 独運転	質問	「自立運転」、「単独運転」は両方とも電力会社との連系用遮断器を開放し蒸気タービン発電機の発電電力のみで所内消費電力を賄う運転という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																								
102	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	94	第3章	第6節	2		蒸気供給装置	質問	「本設備は、近接する東山健康運動公園のプールへ高温水を供給し」とありますが、定期点検時など操炉計画に基づく全炉停止をしている期間中は高温水の供給を停止してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答 40をご参照ください。																								

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
103	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	94	第3章	第6節	2		蒸気供給装置	質問	「災害時にも、東山健康運動公園のプールへの高温水の供給は継続できるよう考慮すること。」とありますが、災害時にも非常用発電機などで焼却炉を立ち上げて運転を継続し、その余熱を利用して高温水の供給を継続させるとの理解でよろしいですか。	入札公告時に示します。
104	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	96	第3章	第7節	1	(5) 6)	押込送風機	意見	「本設備は、専用室に設置し」とありますが、将来の機器更新を容易にするため、敷地境界における公害防止基準値を遵守することを条件に、押込送風機を炉室等の建築躯体内に収納し、かつ機器自体にラギング材等による防音被覆を施すことで、専用室内への設置を省略する提案をお認めいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
105	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	98	第3章	第7節	5	(5) 3)	ダンパ	質問	ダンパ付近に点検口を設けるよう記載がありますが、点検口が必要なダンパは、容易に取り外すことのできない大型の自動制御ダンパと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	99	第3章	第7節	7	(5) 2)	誘引送風機	意見	「本設備は、専用室に設置し」とありますが、将来の機器更新を容易にするため、敷地境界における公害防止基準値を遵守することを条件に、誘引送風機を炉室等の建築躯体内に収納し、かつ機器自体にラギング材等による防音被覆を施すことで、専用室内への設置を省略する提案をお認めいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
107	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	100	第3章	第7節	9	(3) 5)	煙突(内筒)	質問	内筒の材質として指定されている「新型耐硫酸露点腐食鋼」について、具体的に想定されている材料がございましたらご教示願います。	事業者の提案によります。
108	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	100	第3章	第7節	9	(3) 7)	煙突	質問	「排ガス吐出速度 [30]m/s 以下(最大)」とありますが、計画ごみ量、ごみ質における計算によって求められる最大ガス量に対して30m/s以下と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	101	第3章	第7節	9	(5) 15)	煙突	質問	脱臭設備のダクトへの排ガスの流入防止対策と接続部の腐食対策は、脱臭設備のダクトを煙突に接続する場合に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	104	第3章	第8節	5		選別設備	質問	貯留方法について記載がありませんが、バンカ方式またはピット&クレーン方式で事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	104	第3章	第8節	5		選別設備	質問	選別設備として必要に応じて磁選機およびアルミ選別機を設置するよう明記されていますが、焼却灰中の鉄およびアルミは資源化施設へ搬出する計画でしょうか。また各資源化先の受入基準等がございましたらご教示願います。	事業者の提案によります。
112	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	104	第3章	第8節	5		選別設備	質問	選別設備として必要に応じてふるい分け装置および破碎機を設置するよう明記されていますが、焼却灰中の大塊物は最終処分場へ搬出せず貴市にて別途処分するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答 111をご参照ください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
113	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	105	第3章	第8節	6	(3)	2)	主灰ピット	質問	「計画最大日排出量において常時7日間分貯留可能な容量が確保できる大きさとする。」とありますが、主灰の搬出までに貯留した分を除いて常時7日間分貯留可能な容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、何日おきに主灰を搬出するかご教示願います。	前者についてはご理解のとおりです。 後者は入札公告時に示します。
114	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	105	第3章	第8節	6	(3)	2)	主灰ピット	質問	「常時7日間分貯留可能」とありますが、災害時を想定されていると推察いたします。災害時の必要な薬品類の貯留量は、基準ごみの使用量をもとに決定するよう記載がございますので(運営・維持管理業務編 p.13)、当該ピットの容量に関しても、基準ごみ時の排出量に基づく容量にて提案することは可能でしょうか。	基準ごみ時の排出量を基準とします。
115	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	107	第3章	第8節	8	(3)	11)	主灰クレーン	質問	灰押出時間とありますが灰搬出時間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	109	第3章	第8節	10	(1)	3)	飛灰貯留サイロ	質問	「常時7日間分貯留可能」とありますが、災害時を想定されていると推察いたします。災害時の必要な薬品類の貯留量は、基準ごみの使用量をもとに決定するよう記載がございますので(運営・維持管理業務編 p.13)、当該サイロの容量に関しても、基準ごみ時の排出量に基づく容量にて提案することは可能でしょうか。	基準ごみ時の排出量を基準とします。
117	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	109	第3章	第8節	10	(1)	5)	飛灰貯留サイロ	質問	「計画最大日排出量において常時7日間分貯留可能な容量が確保できる大きさとする。」とありますが、飛灰の搬出までに貯留した分を除いて常時7日間分貯留可能な容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、何日おきに飛灰を搬出するかご教示願います。	前者についてはご理解のとおりです。 後者は入札公告時に示します。
118	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	112	第3章	第8節	13	(5)	2)	飛灰処理物貯留設備	質問	灰搬出車両10t車の積載可能重量をご教示ください。	現クリーンセンターでは、灰搬出に積載可能重量12,600kgの車両を使用しており、同程度の車両を想定しています。
119	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	112	第3章	第9節	1	(2)		給水設備	質問	「断水時にも施設が稼働できるよう、プラント用水として7日分の容量を確保する計画とすること。」とありますが、計画最大使用量の7日分の容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。 また、プラント水に井水を使用する場合は、7日分の容量以下の提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	前者についてはご理解のとおりです。 後者については井水を利用する場合においても、7日間上水の供給が止まった場合において、施設運営が可能なことを前提に可とします。
120	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	112	第3章	第9節	1	(6)		上水取り合い点	質問	別添資料集の添付資料6から読み解く事が不明なため、上水取り合い点の具体的な位置をご提示願います。	入札公告時に可能な範囲で示します。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
121	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	113, 180	第3章	第9節	2			井水利用範囲	質問	p.113の表は井水を生活用水としても利用する旨の記載がありますが、p.180 4. 給排水衛生設備工事(3)では生活用水への利用に井水が含まれていません。どちらが正でしょうか。	基準値を満足できる場合において、井水の利用も可とします。
122	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	114	第3章	第9節	4	(2)		ポンプ類	質問	「消火栓ポンプ」が「(予備1台)」とされていますが、消防法上予備が不要な場合は予備機なしとしてもよろしいでしょうか。	基本的には、消火栓ポンプについては予備を1台設置することを想定していますが、詳細は、今後の設計業務時に、消防と協議を行うものと考えています。
123	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	116	第3章	第10節				排水処理設備	意見	「生活排水も、処理後再利用し、外部への放流は行わないこと」とされていますが、災害時汚水貯留槽等が満水になった場合等に備えて緊急放流ラインを提案することは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
124	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	117	第3章	第10節	1	(4)		水槽類仕様一覧	質問	災害時汚水貯留槽の使用用途についてご教示願います。	災害時に排水処理能力を超えて汚水が発生した場合に貯留することを想定しています。
125	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	119	第3章	第11節	3	(3)	1)	配電方式	質問	「特別高圧(特別高圧受電の場合)」とありますが、受電方式に「AC77kV級」とある通り、特別高圧77kV 1回線受電との理解でよろしいでしょうか。	77kVでの受電を想定しています。回線数は電力会社との協議によります。
126	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	121	第3章	第11節	4	(2)		特別高圧変圧器盤	質問	「特別高圧変圧器盤」とありますが、盤収納の必要のない形式の場合は盤は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	122	第3章	第11節	5	(1)	5)	高圧配電盤	質問	「予備配電回路(作業が行える広さ)を設置すること」とありますが、予備フィーダを設けるのではなく、盤に予備配電回路の設置スペースを確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	123	第3章	第11節	5	(2)	4)	高圧進相コンデンサ盤	質問	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること」とありますが、本進相コンデンサ盤で必要な機能を確保できる場合は、大容量機器に設置する個別進相コンデンサは必要に応じて設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	124	第3章	第11節	5	(4)	1)~5)	高圧変圧器	質問	「温度警報装置を設置し、温度指示警報を中央制御室に設置すること」とありますが、温度警報装置は現場設置とし、中央制御室に警報表示を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	125	第3章	第11節	6			保護継電器盤	質問	保護継電器を特別高圧受変電設備、高圧配電設備、発電設備の各盤へ設置する場合、保護継電器盤は必要に応じて設置としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	125	第3章	第11節	6			保護継電器盤	意見	利便性を考慮し、各保護継電器は特高及び高圧受配電設備側に設置することをお認め頂けないでしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
132	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	125	第3章	第11節	7			電力監視盤	意見	「本設備は、ごみ処理プロセスとは独立した専用回線を設け、監視操作・帳票作成などが可能なこととする」とありますが、電力監視操作用としてオペレータコンソールを設置し、保護継電器は特高及び高压受配電設備側に設置することをお認め頂けないでしょうか。	可とします。
133	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	126	第3章	第11節	7	(1)		電力監視盤	質問	オペレータコンソールにおいて専用の中央監視液晶モニタを設け、本モニタによる監視・操作方式を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
134	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	126	第3章	第11節	7	(1)		電力監視盤	質問	各保護継電器は現場盤に設置し、電力監視盤では警報監視のみとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
135	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	128	第3章	第11節	9	(3)	3)	低圧動力制御盤	意見	収納機器に記載の「ON・OFF押釦スイッチ」は誤操作を防止する観点から低圧動力制御盤には設置せず、機側及びオペレータコンソールに適用する構成をお認め頂けないでしょうか。	可とします。
136	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	129	第3章	第11節	9	(6)		中央監視操作盤	質問	冗長化したオペレータコンソール(中央監視液晶モニタ)へ機能集約することを提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
137	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	129	第3章	第11節	9	(6)		中央監視操作盤	質問	本盤はP125「7.電力監視盤」と同一盤との理解でよろしいでしょうか。	「電力監視盤」はごみ処理プロセスとは独立し、電力の監視・操作・帳票作成等を行うものです。「中央監視操作盤」は中央制御室から、受電設備、蒸気タービン発電機等の遮断器の開閉や動力設備の受配電の状況を遠隔で監視するもので、同一の盤を示すものではありません。
138	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	132	第3章	第11節	11	(2)		交流無停電電源装置	質問	6)特記事項において、「交流電源装置の容量・保持時間は直流負荷見合いとすること」とあることから、直流電源装置のバッテリーを共用する複合型の採用をお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	可とします。
139	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	135	第3章	第12節	2	(3)	11)	建築設備関係 運転制御	質問	建築設備関係運転制御は、プラントの制御システムとは別に、P.178第4章第4節1.(6)による「中央制御室で主要機器の監視ができる」システムを設けるものと考えてよろしいでしょうか。また、建築設備関係の運転制御は、P.179第4章第4節2.(1)1)によるパッケージエアコンのリモコン、および、P.183第4章第5節3.(2)電灯設備のリモコンスイッチ等による集中制御を行うものとし、二重化は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	建築設備関係運転制御はプラントの制御システムとは別にすることに関しては可とします。また、建築設備関係の中央制御室で主要機器の監視はパッケージエアコンのリモコンのほか全熱交換器ユニット、送風機、ポンプ類を含みます。パッケージエアコン、全熱交換器ユニットの各室リモコンも設置とします。電灯設備のリモコンスイッチは各室にて集中心点消灯可能なものとします。
140	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	142	第3章	第13節	1			雑用空気圧縮機	質問	運用上問題がないことを条件に、計装・雑用空気圧縮機を兼用とさせていただくことは可能でしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
141	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	145	第3章	第13節	7			洗車設備	質問	想定されている1日当たりの洗車台数をご教示願います。	収集車両は全て洗車することを想定しています。
142	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	149	第4章	第1節	1	(3)	1)	仮囲い	意見	「仮囲いは、意匠鋼板により高さ3m以上で事業用地全周にわたって設置すること」とありますが、敷地の北側など造成法面の状況から仮囲いの設置が不要と推測される場所があることから、全周ではなく必要な箇所への設置とさせていただきますか。	可とします。詳細については着工前に協議して決めることとします。
143	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	152	第4章	第2節	1	(8)		見学者ルート	質問	「原則として見学者ルートは行き止まりがなく、周回で見学ができるよう計画すること」とのことですが、周回の考え方(同一動線の往来は不可など)をご教示願います。	原則として同一動線での往来は不可としますが、通路幅を確保し、行きと戻りを分離、見学内容等を変更することが可能であれば、同一動線での往来は可とします。
144	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	152	第4章	第2節	1	(8)		見学者ルート	質問	「見学者のルートは行き止まりがなく、周回で見学できるよう計画すること」とありますが、通路幅を確保し、行きと戻りを分離、見学内容も変更することで周回とする提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.143をご参照ください。
145	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	153	第4章	第2節	4	(2)	4)	プラントの耐震設計	質問	「炉体鉄骨等の耐震計算は、(中略)建築基準法に定める地震力を算定して設計すること」とありますが、建築基準法による耐震計算が必要なプラントは炉体鉄骨のみでよろしいでしょうか。	建築構造とみなされる場合は建築の耐震基準に従うこととします。
146	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	154	第4章	第2節	4	(2)	14)	煙突の耐震設計	質問	「煙突の外筒の設計においては4)及び5)(建築基準法ルート3)と同様に設計を行うこと」とありますが、建屋と煙突の共振への対応等、最新の知見を生かした合理的な構造設計を行うため、煙突外筒の構造設計は「建築基準法」のみでなく「煙突構造設計指針」にも準拠して判断することは可能でしょうか。	建築基準法及び煙突構造設計指針とも満足する設計としてください。
147	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	154	第4章	第2節	4	(2)	14)	煙突の耐震設計	質問	重要度係数の1.25倍は、建屋と一体化する煙突に採用することとし、最新の知見に基づいてサイト波による時刻歴応答解析をおこなう独立煙突の場合には採用しないことでよろしいでしょうか。	独立煙突は建築基準法の工作物申請が必要となります。よって建築基準法及び煙突構造設計指針とも満足する設計を行うとともに、要求水準書とおり重要度係数は1.25で設計してください。
148	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	154	第4章	第2節	4	(3)	2)	杭打工法	質問	「低騒音・低振動工法を採用すること」とありますが、支持層定着時のみ打撃するオーガー併用最終打撃工法についても低騒音・低振動工法として採用することは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
149	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	155	第4章	第2節	4	(3)	3)	構造計画	質問	「既存資料で対応できない部分がある場合には、新たにボーリング等の地質調査を行い基礎設計を行うこと」とありボーリングデータ(添付資料5)が添付されておりますが、他の既存ボーリングデータがございましたら、併せてご提示願います。	入札公告時に示します。
150	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	155	第4章	第2節	4	(4)	4)	構造区分	意見	「ごみクレーン支持架構レベルまでは、RC又はSRC構造とすること」とありますが、一方で「建屋の軽量化に努め、屋根、壁の剛性を確保して…」とあります。つきましてはホッパステージより上部の構造区分について、防臭及び必要な強度・剛性を確保することを条件にS造とすることをお認め頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答	
151	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	164	第4章	第2節	6	(7)		維持管理部門	質問	油脂庫、危険物倉庫、廃棄物保管庫等について、施設運営を考慮したうえで、工場棟とは別棟とし計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
152	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	167	第4章	第2節	6	(9)	4)	研修室	質問	本要求水準書(案)中に大会議室と表現されているものが多くありますが、この大会議室は 研修室を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「研修室」を「大会議室」に統一し、記載を修正します。
153	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	169	第4章	第2節	6	(9)	5)	見学を行う設備	意見	「見学を行う設備は、プラットホーム、ごみピット、焼却炉、発電設備、排ガス処理設備、灰ピットとし」とありますが、柔軟な見学者動線計画をご提案するために、灰ピットなどの一部の見学場所についてITVを用いた見学も可能とすることをお認めいただけないでしょうか。	見学内容については必須とし、見せ方は事業者の提案とします。
154	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	171	第4章	第2節	6	(12)	2)	洗車場	質問	洗車台数について、大型車1台又は普通車2台同時洗とありますが、大型車の対象車種、車両寸法についてご教示願います。	現クリーンセンターでは、ごみの収集運搬車両を洗車しており、その車両の寸法は概ね長さ約7.3m、幅約2.3m、高さ約2.8mとなります。この車両を洗車の対象として想定しています。
155	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	171	第4章	第2節	6	(12)	3)	給油場	質問	給油場の給油対象車種についてご教示願います。	入札公告時に示します。
156	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	171	第4章	第2節	6	(12)	3)	給油場	質問	必要な油の種類、容量等が不明であるため、給油場の用途をご教示願います。また、給油場が燃料補給用の用途として使用される場合、給油場の管理所掌が責市または運営事業者のどちらになるのかご教示願います。	入札公告時に示します。
157	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	173	第4章	第2節	7	(2)	8)	内部仕上げ表	質問	内部仕上げ表はあくまで(参考)と考え機能、性能が確保できれば市殿との協議により変更可能と考えてよろしいでしょうか?例えば工場棟排ガス処理設備室壁は「コンクリート打ち放し補修」となってますが、構造区分がS造となる場合は乾式の仕上げを考慮する等は可能でしょうか。	ご理解のとおりですが、参考仕上材の仕様と同等以上で考えてください。
158	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11			既存管理棟改修工事	質問	既設管理棟改修工事の具体的改修項目および改修工事可能時期をご教示願います。	入札公告時に示します。
159	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11			既存管理棟改修工事	質問	「改修を行う範囲は建築設備、建築機械設備、建築電気設備とし、内装工事は別途とする。また、建築基準法、ハートビル法等に適合した施設とし、入口スロープの設置及びエレベータの設置を行う」とあります。本施設改修の事業者工事範囲について明確にご指示願います。施設改修による、諸室用途変更、配置変更及び経年劣化等による施設復旧等は事業者工事範囲で、その壁、天井仕上げのみ工事範囲外という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
160	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11		既存管理棟改 修工事	質問	改修後の建築プラン、既存管理棟図面(建築・構造・ 設備)をご提示頂けないでしょうか。また設備改修に あたっては、要求水準書に記載のある項目以外は既存 仕様を踏襲するものと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
161	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11		既存管理棟改 修工事	質問	既存管理棟改修工事の着工は事業者が建設工事実施期 間内で任意に決定できることとし、着工時には、貴市 の什器備品等は搬出済みと考えてよろしいでしょ うか。また着手可能な時期をご教示願います。	入札公告時に示します。
162	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11		既存管理棟改 修工事	質問	詳細な改修計画を行うため、既存管理棟の意匠図、構 造図、建築電気設備図、建築機械設備図の提供をお願 いします。	入札公告時に示します。
163	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11	(1)	既設管理棟改 修工事	質問	既設管理棟の改修工事に際しては、現行法・規定に遡 及する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。 また重要度係数1.25を考慮した耐震補強等の要求は ございますでしょうか。既設の図面、構造計算書をご 提供願います。	遡及するか否かは、設計業務時の関係機関との協議の 結果によります。重要度係数1.25を考慮した耐震補強 等は不要です。既存管理棟の資料については入札公告 時に示します。
164	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11	(2)	既設管理棟へ の電気・水の 供給	質問	既設管理棟への電気・水の供給量および既設管理棟か らの排水量をご教示願います。	入札公告時に示します。
165	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11	(2)、 (3)	既存管理棟改 修工事	質問	既存管理棟への電気、水の供給量、グリーンハウスへ の余熱の供給量をご教示願います。	入札公告時に示します。
166	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第2節	11	(3)	既存管理棟改 修工事	質問	「(3)グリーンハウスへの新施設からの余熱の共 有」とありますが、グリーンハウスとは、「既存管理 棟1Fの温室」との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
167	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	175	第4章	第3節	1	(2) 4)	不等沈下	質問	造成工事における不等沈下が発生する恐れがある部分 は対策を講ずるとの記載がありますが、予測根拠とな る地質調査資料・許容値等の提示があるものと考えれ ば宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
168	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	176	第4章	第3節	2		既存部外構工 事	質問	既存部の外構補修工事等の記載は無いようですが、既 存利用に伴う補修工事等以外は本工事に含まないもの として考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、既存部の外構取り合い 箇所は本工事に含まれます。
169	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	177	第4章	第3節	2	(3)	構内融雪設備 工事	質問	既存の融雪設備について、設備の内容が分かる図面等 ご提示願います。	入札公告時に示します。なお、新施設として使用する 場合は、補修等も工事に含まれます。
170	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	177	第4章	第3節	2	(3)	構内融雪設備 工事	質問	既存の融雪設備の1シーズンあたりの稼働実績日数を ご教示願います。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
171	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	177	第4章	第3節	2	(3)	2)	構内融雪工事	質問	既存融雪設備の利用可とありますが、既存融雪設備の仕様・範囲等が分かる図面をご提示頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.169をご参照ください。
172	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	178	第4章	第3節	3			さく井工事	質問	見積にあたり、井戸深さをご教示下さい。また井水処理設備の仕様を決定するために水質情報が必要ですが、【添付資料7 既存井戸関係図】にある既存井戸水質データを設計条件と考えて宜しいでしょうか。	井戸深さについては、公表済み資料にてご確認ください。水質データについては、要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.8をご参照ください。
173	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	180	第4章	第4節	4	(1)		給排水衛生設備工事	質問	本工事において改修予定である既設管理棟の給水量条件について、貴市職員数は5名と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、見学者100人も既存管理棟の利用者として想定しております。
174	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	184	第4章	第5節	5	(4)		光通信・構内LAN	意見	通信系の機器リストについては特に記載がありませんが、LAN構築に関する機器が本工事の場合、電話機器同様具体例を公告時に提示して頂きたい。	基本的には提案によるところもありますが、入札公告時に可能な範囲で示します。
175	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	185	第4章	第5節	11			警備設備工事	質問	「防犯上の警備設備の空配管を設置すること」とありますが、空配管工事までが所掌範囲で、警備設備の設置(防犯受信盤、アクセス制御盤、電源装置、マグネットスイッチ等)および配線工事は貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	警備設備の設置及び配管工事も事業者所掌とし警備会社との協議内容により仕様を決定してください。
176	要求水準書 (案) 設計・建設 業務編	185	第4章	第5節	11	(1)		雷保護	質問	外部雷対策のみ記載がありますが、内部雷対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	計装設備等にも記載のとおり内部雷対策も必要です。
177	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	4			ごみ処理手数料の徴収	質問	徴収した料金の貴市への引渡し方法についてご教示願います。	入札公告時に示します。
178	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	4			ごみ処理手数料の徴収等 (料金徴収方法の確認)	質問	市民による直接搬入については、電話等による事前予約制ではないとの理解でよろしいでしょうか。事前予約制とする場合、予約の電話受付の所掌は事業者でしょうか。また、受付時間は同ページ5.受付時間に示されている日時と同様と考えてよろしいでしょうか。	事前予約制ではありません。
179	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	4	(1)		ごみ処理手数料の徴収等 (料金徴収方法の確認)	質問	「直接搬入者については、直接料金を徴収するため、収納及び伝票発行等の事務を行う」とありますが、直接搬入ごみの料金体系と想定される年間の徴収金額または過去の徴収金額実績をご教示ください。また、徴収した料金の貴市への収納方法(銀行振込等)と収納頻度をご教示ください。	入札公告時に示します。
180	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	5			受付時間	質問	搬入曜日をご教示願います。また、祝日の場合、搬入は有りますでしょうか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答	
181	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	5			受付時間	質問	可燃性粗大ごみについて、既設では毎月第2日曜日(午前8時30分～12時、午後1時～5時)も持込可能となっておりますが、新設ではどの様になりますでしょうか。	入札公告時に示します。
182	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	5			受付時間	質問	電話受付時間についての記載がありますが、電話受付業務も本事業の範囲となりますでしょうか。その場合、電話受付の業務内容についてご教示願います。	電話対応業務は事業者の所掌とします。 電話受付業務の内容は、一般的な施設の開設時間等の案内や受付可能なごみの内容等の案内などを想定していますが、詳細は入札公告時に示します。
183	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	11	第3章	第1節	5			受付時間	質問	「新施設における搬入受付時間は(略)原則、年末年始(12月31日から翌年1月3日まで)を除く8時30分から12時まで及び13時から17時まで」とありますが、現在と同様毎月第2日曜日に家庭系の燃やせる粗大ごみの受入を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて要求水準書(案)に関する質問・意見及び回答No.181をご参照ください。
184	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	12	第4章	第2節	1	(3)		搬入管理	質問	可燃性粗大ごみ、段ボール、古紙及び紙パック類と可燃ごみが混載されていた場合、それぞれの重量を計量すること、とありますが、入口計量機の場合、複数回場内を周回することになります。周回を最小限とするため中間計量台の設置をしてもよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
185	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	12	第4章	第2節	1	(3)		搬入管理	質問	「可燃性粗大ごみ、段ボール、古紙及び紙パック類と可燃ごみが混載されていた場合、それぞれの重量を計量すること」とありますが、古紙類と可燃ごみとでごみ処理手数料が異なるためとの理解でよろしいでしょうか。また、古紙類については種類ごとに重量を計量する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。ごみ種ごとにごみ処理手数料が異なる場合には、具体的な料金体系をご教示ください。	入札公告時に示します。
186	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	12	第4章	第2節	1	(4)		搬入管理	質問	展開検査の実施予定頻度について、月当たりの回数をご教示願います。	入札公告時に示します。
187	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	14	第4章	第2節	8			売電	質問	「売電の一部をインセンティブとして付与する計画である。」とありますが、インセンティブの定量的な指標がありましたらご教示願います。	入札公告時に示します。
188	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	14	第4章	第2節	8			売電の事務手続き	質問	「運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと」とありますが、売電に係るアンシラリー料金の支払いは賣市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	14	第4章	第2節	8			売電の事務手続き	質問	運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと、と記載がございますが、売電先は事業者により提案可能でしょうか。	提案は可能ですが、売電先等は本市が決定します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	種別	内容	回答
190	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	25	第6章	第3節	4		その他留意事項	質問	「焼却主灰及び飛灰処理物について、本市が搬出を行う施設の受入基準超過に伴う受入停止の措置が発生した場合、(略)運営事業者の責任において焼却灰等の保管や代替地における処分等を行うこと。なお、これに伴う費用は運営事業者の負担とする」とありますが、搬出先の受入基準をご教示願います。またその場合、水銀の含有基準超過については、搬入不適物に起因するものであり、事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない可能性があるため、水銀の含有基準超過時の対応については、別途協議とさせていただけないでしょうか。	前者の受入れ基準については、入札公告時に示します。 後者の水銀については、事業者の責によるものでない場合は協議対象とします。
191	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	29	第8章	第3節			調整池管理	質問	調整池の維持管理内容について、保安・清掃業務や植栽管理の要否等、公告時に概略内容をご提示いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。維持管理内容の詳細については協議により決定することを予定しています。
192	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	29	第8章	第4節			除雪業務	質問	除雪の範囲は施設用地内の道路、駐車場との理解で宜しいでしょうか。	本事業の遂行に必要な範囲が対象となります。
193	要求水準書 (案) 運営・維持 管理業務編	29	第8章	第5節			清掃業務	質問	事業実施区域内の清掃とは添付資料1の事業用地内全域を指すと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書 (案) 添付資料1		事業実施場所				添付資料1 事業実施場所	質問	敷地境界線を明示願います。また申請上必要な敷地面積2.4haには隣接する東山健康運動公園は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	敷地境界線に関する資料は現在提示のもの以上はありません。敷地面積については、ご理解のとおりです。
195	要求水準書 (案) 添付資料3		造成計画図				造成計画図	質問	造成計画図が提示されていますが、主要部の断面図もご提示願います。	入札公告時に示します。
196	要求水準書 (案) 添付資料3		造成計画図				添付資料3 造成計画図	質問	造成計画高54.90盤はダンブトラックが走行可能な程度のトラフィカビリティ(コーン指数1,200kN/m ² 以上)が確保されているものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
197	要求水準書 (案) 添付資料3		造成計画図				添付資料3 造成計画図	質問	施設計画および施工計画を行う際に必要となる以下の情報等を入札公告時にご提示願います。 各補強土壁の補強材を含めた詳細のわかる資料 計画造成高41.90、49.90、54.90の各造成盤の許容地耐力(切土部・盛土部の長期・短期)	入札公告時に示します。
198	要求水準書 (案) 添付資料3		造成計画図				添付資料3 造成計画図	質問	造成では二段の補強土壁が計画されていますが、各補強土壁上部の平場(造成計画高41.90、49.90)は仮設用地(仮設事務所・詰所用地、資材置場等)として使用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
199	要求水準書 (案) 添付資料3		造成計画図					添付資料3 造成計画図	質問	事業者への事業用地の引き渡しの際は、既存敷地の造成範囲に重なる部分(既存工場棟の西側)の外構設備・埋設物(フェンス、舗装、縁石、排水溝などの排水設備、融雪設備配管など)撤去または盛替えが完了されていると考えてよろしいでしょうか。	施設整備に影響のない部分については完了する予定ですが、施設整備後に一部の外構工事を市が実施します。
200	要求水準書 (案) 添付資料3		造成計画図					添付資料3 造成計画図	質問	既存敷地の造成範囲に重なる部分(既存工場棟の西側)の外構設備・埋設物(フェンス、舗装、縁石、排水溝などの排水設備、融雪設備配管など)撤去または盛替えを事業者の工事範囲となる場合は、対象物の詳細がわかる資料をご提示ください。	入札公告時に示します。
201	要求水準書 (案) 添付資料5		地質調査図					地質調査図	質問	ボーリング柱状図の他、室内土質試験、水平載荷試験、透水試験、などの調査結果も確認したいので、地盤調査報告書一式をご提供いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
202	要求水準書 (案) 添付資料5		地質調査図					添付資料5 地質調査図	意見	柱状図のみが提示されておりますが、杭の設計時に必要となる「地盤調査報告書」についてもご提示願います。	入札公告時に示します。
203	要求水準書 (案) 添付資料5		地質調査図					添付資料5 地質調査図	質問	柱状図記載の孔内標高はFH標記と考えてよろしいでしょうか。要求水準書P.7ではFH55.0mで造成後引き渡しとあるため、引き渡し造成レベルと柱状図の関連を確認したいと考えております。	柱状図の標高は現地盤高さを示しています。造成の計画地盤高さは54.90mとし、本事業で計画地盤高さを55.0mとするために要求水準書ではFH55.0mと示しています。
204	要求水準書 (案) 添付資料6		ユーティリティ 取合点					既設ロード ヒーティング	質問	接続のスロープ部分はロードヒーティングによる融雪と理解しますが、左記以外の既設構内通路部分の除雪は除雪車により行っていると考えてよろしいでしょうか。	前者についてはご理解のとおりです。後者については、現施設では除雪車と消雪装置により除雪しています。
205	要求水準書 (案) 添付資料6		ユーティリ ティ取合点					添付資料6 ユーティリ ティ取合点	質問	添付資料6の図面から以下のユーティリティーの取合点が明確に読み取れないため、取り合い点分かる資料をご提示願います。 ・上水 ・排水 ・受電点 ・東山健康運動公園のプールへの高温水管 ・既存ロードヒーティング ・既存融雪散水管	入札公告時に可能な範囲で示します。
206	要求水準書 (案) 添付資料6		ユーティリ ティ取合点					添付資料6 ユーティリ ティ取合点	質問	図示されている既存の管路等は使用せず、全て新たに経路を確保することも可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者の責任により実施することは可とします。
207	要求水準書 (案) 添付資料6		ユーティリ ティ取合点					添付資料6 温水配管図面	質問	既存の配管を一部使用可能な場合、既存の配管の耐用年数につきましてご教示願います。	高温水配管については東山運動公園との責任分界点まで更新としてください。
208	その他							既設浄化槽	意見	既設建屋の既設浄化槽に関する資料の提示をお願いいたします。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目					タイトル	種別	内容	回答
209	その他								質問	許認可申請等（確認申請含む）の計画敷地としては、事業用地と既存建物敷地を合わせた敷地として考えれば宜しいでしょうか。	当該各申請に適合した申請内容としてください。
210	その他								質問	感染症対策として必要となる設備・基準等の提示は、要求水準書に記載されるのでしょうか。（換気回数・非接触機器システム等）	感染症に関する対策は要求いたしますが、発注者側で、その具体的対策内容を規定することはありません。